

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2005-532492(P2005-532492A)

【公表日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2004-519831(P2004-519831)

【国際特許分類】

E 06 B 3/64 (2006.01)

【F I】

E 06 B 3/64

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月8日(2006.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グレージングユニット内の相対する板ガラス(18, 20)の間に配置されるのに適合されたスペーサー(300)であって、該スペーサー(300)は、フォーム材料から製造されたボディー(304)を含み、該ボディー(304)が、少なくとも1つの閉じられた絶縁キャビティー(302)を画定することを特徴とする、スペーサー(300)。

【請求項2】

ボディー(304)は長さ方向を画定し、該絶縁キャビティー(302)は長さ方向に伸びる、請求項1記載のスペーサー(300)。

【請求項3】

絶縁キャビティー(302)が長さ方向に連続である、請求項1記載のスペーサー(300)。

【請求項4】

ボディー(304)が複数の間隔をもいて配置された絶縁キャビティー(302)を画定し、それぞれの絶縁キャビティー(302)が長さ方向に伸びる、請求項1記載のスペーサー(300)。

【請求項5】

それぞれの絶縁キャビティー(302)が幅を有し、絶縁キャビティー(302)の間の空間(314)が、いずれかの絶縁キャビティー(302)の幅と同じかまたはそれ以上である、請求項4記載のスペーサー(300)。

【請求項6】

それぞれの絶縁キャビティー(302)が長さ方向に連続に伸びる、請求項5記載のスペーサー(300)。

【請求項7】

ボディー(304)が乾燥剤を含む、請求項1記載のスペーサー(300)。

【請求項8】

グレージングユニット内の相対する板ガラス(18, 20)間に配置されるように適合された格子バー要素(100)であって、該格子バー要素は：

ボディー(102)の高さ方向に隔てられた相対する基部壁(103)を有するボディー(102)を有し；各基部壁(103)はガラス板(18, 20)の1つの内側の表面

に隣接して配置されるように適合される；

基部壁（103）の少なくとも1つに配置された接着剤（101）を有し；該接着剤（101）はボディー（102）を相対する板ガラス（18，20）の1つに接続するよう適合される；

ボディー幅を画定する接着剤（101）を有する基部壁（103）を有し；

該ボディー（102）が、少なくとも1つの絶縁キャビティ（104）を画定し、該ボディー（102）の長さ方向に垂直な断面を見たときに、該絶縁キャビティ（104）が断面領域を有し、

該ボディー（102）の長さ方向に垂直な断面を見たときに、該ボディー（102）が断面領域を有し、

該ボディー（102）の断面積は絶縁キャビティ（104）の断面積よりも大きい、ことを特徴とする格子バーエレメント（100）。

【請求項9】

ボディー（102）が複数の絶縁キャビティ（104）を画定し、該絶縁キャビティ（104）が互いに間隔を置いて配置され、それぞれの絶縁キャビティ（104）が長さ方向に連続に延びる、請求項8記載の格子バーエレメント（100）。

【請求項10】

ボディー（102）が複数の絶縁キャビティ（104）を画定し、該絶縁キャビティ（104）が互いに間隔を置いて配置され、それぞれの絶縁キャビティ（104）が幅を有し、該絶縁キャビティ（104）の間の空間（106）がいずれかの絶縁キャビティ（104）の幅と同じかまたはそれ以上である、請求項8記載の格子バーエレメント（100）。